

二次救急精神科医療支援情報センター
業務マニュアル
【第3版】

愛媛県保健福祉部健康衛生局
健康増進課

【目 次】

1	業務の目的.....	1
2	対象者.....	1
3	対応時間.....	1
4	受入及び判断基準.....	1
5	当番病院について.....	2
6	受入チェックシート.....	3
7	留意事項.....	4
8	その他.....	4

1 業務の目的

本業務は、二次救急医療機関（身体科）から、精神疾患の合併症を持つ患者について、身体科の処置後に精神科医療を必要とする場合において、二次救急医療機関（身体科）からの相談を適切に精神科病院つなぐために実施するものである。

2 対象者

二次救急医療機関で受診した、精神疾患を併せ持つと判断される患者

3 対応時間

精神科救急医療システムの運用時間外となる、以下の時間帯とする。

【平日】 22:00 ~ 翌日9:00

【休日】 17:00 ~ 翌日9:00

4 受入及び判断基準

- (1) 保護者（家族等）の付き添いがある患者とする。
- (2) 本人との意思疎通が図れない程度の以下に掲げる具体的症状が認められる患者とする。（泥酔、酩酊状態の患者は除く）

【具体的症状】

- 幻覚・妄想による奇異な行動を認め、支離滅裂で了解不能
- 興奮・落ち着きのない状態
- 強度の不安・焦燥状態
- 昏迷状態（精神科による対応が必要なもの）、無言・無反応・拒絶・拒食等
- 精神作用物質による精神症状
- 向精神薬による副作用

【アカシジア（静坐不能）・急性ジストニア（眼球上転発作等）等】

- (3) 原則として、高熱、意識障害、服薬中毒、外傷、骨折等の身体症状があり、内科・外科的処置及び観察を要する場合は、二次救急医療機関で対応する。
- (4) 内科・外科的処置及び観察を要せず、かかりつけ医療機関がある場

合は、原則、かかりつけ医療機関へ連絡する。

※ かかりつけ医とは、過去6か月間において、定期的な精神科病院・診療所（以下「病院等」という。）への入院・通院歴がある場合、又は、不定期であっても、過去6か月間において受診歴があった病院等で、原則、直近で受診した病院等とする。

(5) 内科・外科的処置及び観察を要せず、(2)のいずれかの症状が認められ、かかりつけ医療機関がない、又はかかりつけ医療機関で対応不可能な場合は、輪番病院へ搬送（情報センター経由で輪番病院へ連絡）する。

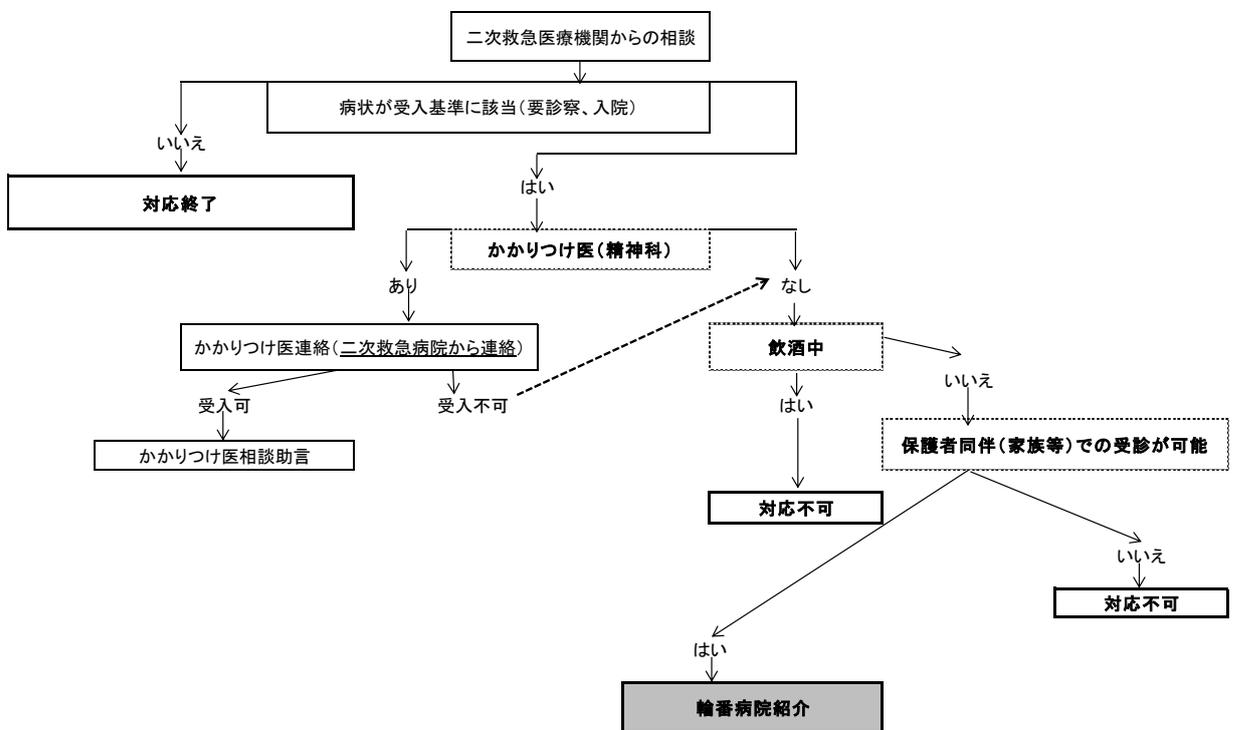
5 当番病院について

本業務において、電話をつなぐ先は、以下の病院とし、別途、県が通知する各病院の当番日において対応する。

当番病院名	住所（愛媛県内）	優先順	電話番号

6 受入チェックシート

(平日22:00～翌日9:00、休日17:00～翌日9:00)



7 留意事項

本事業においては、情報センターが患者の症状などの状態から受け入れの可否を判断するため、輪番病院への連絡は、基本的に受け入れが前提となることに留意願います。

①当番病院において入院病床の空きがない場合

- ・二次救急医療機関からの相談があった際に、病床に空きがない場合もあることから、外来対応しかできない場合があることも含め、予め、二次救急医療機関（身体科）にその旨を確認しておくこと。

②受入が可能な場合

- ・二次救急医療機関（身体科）に対し、患者に関する情報及び搬送予定時間等を輪番病院に必ず連絡する旨伝えること。

8 その他

本業務運用上、対応方法について検討が必要な事例があった場合は、愛媛県健康増進課と調整を行うこと。